

広島県手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十八年十一月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十七号

広島県手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

広島県手数料条例の一部を改正する条例（平成二十八年広島県条例第十三号）附則第一項
第二号に規定する規定の施行期日は、平成二十八年十一月二十二日とする。